



# 消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

## 若者をターゲットとした 悪質な勧誘にご注意を！

# 「必ず儲かる」ことはありません！

若者をターゲットに、友人や先輩、SNSの知人などから連絡があり、カフェなどで、「楽しんで稼ぎたくない？」、「儲かっているよ。」等と言われ、**学生ローン**で借金をして契約させる連鎖販売取引（いわゆる「**マルチ商法**」）の消費者トラブルが発生しています。

## トラブルに遭わないために、注意すべきポイント

### ポイント1 友人からの誘いでも、はっきりNO！

親しい人からの誘いだからと安易に出掛けて行くと、見知らぬ事業者を紹介され、断りづらい状況に。何の話なのかきちんと確認し、**不要なときは、はっきり断りましょう。**

### ポイント2 「必ず儲かる」、「楽しんで稼げる」ことはありません！

悪質事業者は「ビジネススクールで学べば必ず儲かる。簡単に稼げる。」などと甘い話をします。

**「必ず儲かる」ということはありません。はっきり断りましょう。**断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。

（本当は儲かって僕もかなり儲かっているよ。）



楽しんで稼ぎたくない？入会金と月謝がかかるけど、うちは**必ず儲かるよ。**



### ポイント3 「内緒」と「借金して契約」には要注意！

悪質事業者は「親や周りには内緒に。」と言って契約させようとしています。特に高額な場合、**親などに必ず相談をしましょう。**

「お金がない。」と断っても、紹介した友人が「このビジネスの儲けで借金は返せる。パソコン買うって言えば平気だよ。」などと目的を偽って、学生ローンなど消費者金融で借りるよう勧めてきます。こうしたときは、特に要注意。**ただちに断りましょう。**

簡単に儲かるならやってみたいけど... 学生だからそんなお金持ってないです。

お金は、**学生ローン**でみんな借りているから君も借りてきて。契約すること、**親には内緒ね。**



一緒について行ってあげるよ。



### ポイント4 友人を紹介すると、関係が壊れます！

あなたが、紹介料を得るために別の友人を紹介すると、**大切な友人関係が壊れてしまいます。**また、新たな消費者被害が発生してしまいます。

・・・契約後・・・  
聞いていた話と違って稼げない...  
月謝の支払いも、ローン返済もあって苦しい...  
友達を紹介して**紹介料**をもらうしかない...

### ポイント5 断り切れず契約してしまったら、188！

特定商取引法上の連鎖販売取引は、契約後20日間以内なら、クーリング・オフが可能です。**消費生活センター等へ相談を。**詳しくはチラシ裏面をご覧ください。

最近どう？  
とりあえず  
カフェで  
会わない？



困ったときは一人で悩まずに、消費生活センター等へご相談ください。

## 消費者ホットライン ☎ (局番なし)

# いやや! 188

# 断り切れず、契約してしまったが、 解約したい・・・

そんなときは、**クーリング・オフ!**

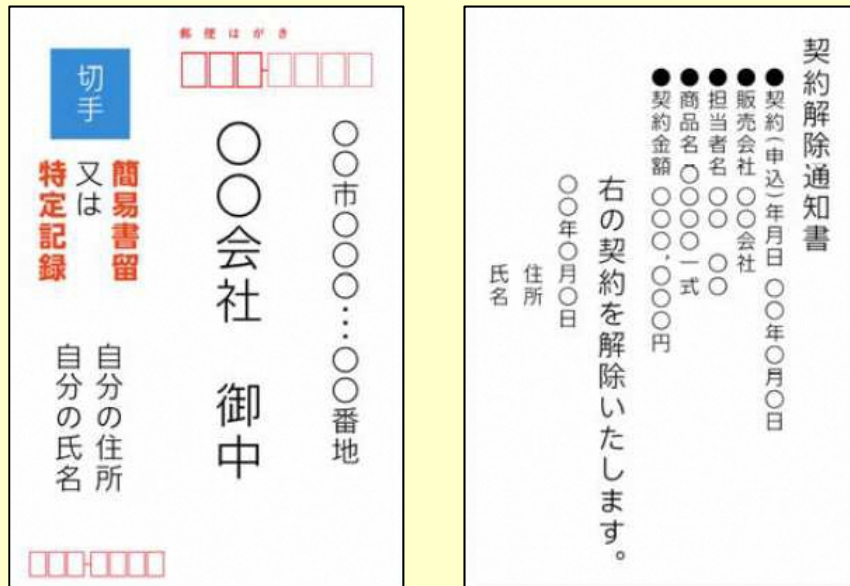
連鎖販売取引（いわゆる「マルチ商法」の場合）、契約書面を受け取った日から**20日間以内**であれば、**無条件で契約解除**ができます。

## 「クーリング・オフ」ってどうやるの？

### ■ クーリング・オフの方法

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② **契約年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名**、「この契約を解除します」ということを書きます。  
あなたの**住所、氏名**を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏ともにコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**または**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

### ■ 書面の記載例



郵便はがき

切手

簡易書留  
又は  
特定記録

自分の住所  
自分の氏名

〇〇市〇〇〇〇番地

〇〇会社  
御中

契約解除通知書

● 契約（申込）年月日 〇〇年〇月〇日  
● 販売会社 〇〇会社  
● 担当者名 〇〇〇〇  
● 商品名 〇〇〇〇一式  
● 契約金額 〇〇〇,〇〇〇円

右の契約を解除いたします。

〇〇年〇月〇日

住所  
氏名

クーリング・オフのやり方がわからないときは、消費生活センター等に相談しましょう。

**クーリング・オフ期間を過ぎているようにみえても、契約を解除できる場合があります。**  
また、**未成年者が保護者の同意を得ずに行った契約は、「未成年者取消」ができます。**  
**諦めずに消費生活センター等に相談しましょう!**

困ったときは一人で悩まずに、消費生活センター等へご相談ください。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) **188**

いやや!